

総合地球環境学研究所教員会議規則

平成 28 年 4 月 1 日 制 定
規則第 4 号
令和 6 年 4 月 8 日 最終改正

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総合地球環境学研究所組織運営規則（平成 16 年 9 月 14 日制定規則第 2 号）第 10 条第 2 項の規定に基づき、教員会議（以下「会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第 2 条 会議は、次に掲げる事項について審議する。

- 一 研究所の研究・教育に関する規則等の制定又は改廃に関すること
- 二 研究員等の人事に関すること
- 三 共同研究にかかる契約や外部資金の受け入れに関すること
- 四 各種委員会等が扱う事項に関すること
- 五 その他所長が必要と認めること

(組織)

第 3 条 会議は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 所長
- 二 副所長
- 三 プログラムディレクター
- 四 基盤研究部長
- 五 教授（特任研究員を含む）
- 六 准教授（特任研究員を含む）
- 七 助教（特任研究員を含む）
- 八 プロジェクトリーダー
- 九 管理部長
- 十 その他所長が必要と認める者

(議長)

第 4 条 会議に議長を置き、所長又は副所長をもって充てる。

- 2 議長は会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する者がその職務を代行する。

(招集)

第5条 会議は、議長が原則として毎月1回招集する。

2 前項の規定にかかわらず、議長が必要と認めたときは、臨時に会議を招集することができる。

(議事)

第6条 会議は、第3条に規定する者の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

3 議長は、必要に応じて第3条に規定する者以外の者に出席を求め、意見を聴取することができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 総合地球環境学研究所教授・プロジェクトリーダー会議規則（平成16年11月9日制定）は廃止する。

附 則

この規則は、平成29年2月14日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年5月11日から施行し、令和3年5月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和6年4月8日から施行し、令和6年4月1日から適用する。